

1 特定高性能農業機械の利用規模の目安(抜粋)

(単位:ha)

機械の種類		類別	大きさ・馬力・形式等	利用規模の下限
トラクター		I	30PS級(25PS以上34PS以下)	6
		II	40PS級及び50PS級(35PS以上54PS以下)	9
乗用型田植機		I	4~5条植	5
		II	6条植	7
防除用 動力散布機	動力噴霧器	I	薬液吐出量30ℓ/分以上55ℓ/分未満 有効散布幅15m級未満	6
		II	薬液吐出量55ℓ/分以上100ℓ/分未満 有効散布幅15m級以上	12
	スピードスプレーヤー	I	薬液吐出量20ℓ/分以上50ℓ/分未満	4
		II	薬液吐出量50ℓ/分以上70ℓ/分未満	6
コンバイン		I	刃幅0.8m以上1.2m未満(自脱型)	5
		II	刃幅1.2m以上1.6m未満(自脱型)	9
野菜用の乗用型全自動移植機		2条植		5

(注1) 2以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する利用面積の比の値を合計したものが少なくとも1以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を推進するため、できる限り多くの利用面積を確保すること。

(注2) スピードスプレーヤーについては、経済性を考慮し、薬液吐出量が類別IIに該当するものであって風量が500m²/分級未満のものは類別IIに該当するものとする。

2 特定高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安

(単位:ha)

機械の種類		大きさ・馬力・形式等	利用規模の下限
歩行型トラクター		5PS未満	0.5
		5PS以上15PS未満	1.0
乗用型トラクター		15PS未満	1.5
		15PS以上20PS未満	2.0
		20PS以上25PS未満	3.0
歩行型田植機		2条植	1.0
		4条植	2.0
バインダー		1条刈り	1.0
		2条刈り	1.5
自脱型コンバイン		刃幅0.8m未満	3.5
野菜用歩行型移植機		全自動	2.0
		半自動	1.4

(注) 利用面積の下限は、それぞれの作目の年間実栽培面積の和とする。

(参考様式)

導入する農業機械の利用計画(記入例)

申請者名:山田 太郎

導入する機械名:乗用型トラクター
機械の種別(大きさ、馬力、形式等):18PS
利用面積(※1):2.0ha

栽培概要と使用時期

作目	面積(a)	作数	実栽培面積(a)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
水なす	20	1	20	△											●
しゅんぎく	20	2	40									●○		●○	
水稲	100	1	100				●●	○●	△						
キャベツ	40	1	40								●	○△			
		合計	200												

○は種 △定植 □収穫期 ●使用

考慮すべき事項

重粘な土壌での使用となる。

※1:原則、利用面積は、作目ごとの作業面積の和とする。

農振法・生産緑地法等による制度資金（前向き資金）の融資対象地域及び事業内容について

各地域等ごとの対象要否の判断目安は下図のとおりとなります。但し、対象要否は各種法令通知等により多角的に規定されていること、農林水産省の見解が各種法令通知等の柔軟な運用を認めていることなどから、個々事案ごとに判断する必要があります。（問い合わせ先：検査指導課）

【農用地区域】

○原則、融資対象（農用地区域の農用地等を利用する農業生産者を対象）

【農業振興地域】

- ①農用地区域内の農用地を主体とした一体利用により経営規模拡大・経営改善を行う場合
- ②農地利用に直接関連しないもの（家畜（牛・豚・鶏）の購入、農業関係施設の改良・造成・取得）
- ③既存施設の軽微な改修等維持管理に係る事業など、現行農業生産を当面維持する場合など
（耐用年数が短い新設は可能（土地購入・永久構造物の構築などは原則不可）→通常のハウスは可）

【市街化調整区域】

- ①農用地区域内の農用地を主体とした一体利用により経営規模拡大・経営改善を行う場合
- ②農地利用に直接関連しないもの（家畜（牛・豚・鶏）の購入、農業関係施設の改良・造成・取得）
- ③既存施設の軽微な改修等維持管理に係る事業など、現行農業生産を当面維持する場合など

【生産緑地地区】

- ①農用地区域内の農用地を主体とした一体利用により経営規模拡大・経営改善を行う場合
- ②農地利用に直接関連しないもの（家畜（牛・豚・鶏）の購入、農業関係施設の改良・造成・取得）
- ③既存施設の軽微な改修等維持管理に係る事業など、現行農業生産を当面維持する場合など

【市街化（推進）区域】

生産緑地法：生産緑地地区における建築規制の緩和（直売所等を可能に）

課題・背景

- ・生産緑地地区内では、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定。
- ・かねてより、農業団体等から直売所等の設置を可能とする要望がある。
- ・国家戦略特区会議にて農家レストランの設置検討についてとりまとめ。

改正内容

- ・生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加。

改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらさずおそれがないものに限定

【設置可能な施設】

- ① 生産又は集荷の用に供する施設
ビニールハウス、温室、育苗施設、農産物の集荷施設 等
- ② 生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等
- ③ 処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
共同で利用する選果場 等
- ④ 休憩施設その他
休憩所（市民農園利用者を含む）、農作業講習施設 等

改正後

当農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設を追加。

【追加する施設】

- ① 生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設
- ② 生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設
- ③ 生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン

※生産緑地の保全に無関係な施設（単なるスーパーやファミレス等）の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を設ける。

- ・残る農地面積が地区指定の面積要件以上
- ・施設の規模が全体面積の20%以下
- ・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
- ・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域（当該市町村又は都市計画区域）で生産

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（H28.3国家戦略特区諮問会議）

・・・農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても・・・農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。



参考：隣接する生産緑地の所有者が経営するレストランイメージ（練馬区）

底面の全部がコンクリート等で覆われた 農業用施設の農地法上の取扱いについて

平成 30 年 11 月 16 日に施行された改正農地法により、農業委員会へ届出を行うことで、底面を全面コンクリート張りにした農業用ハウス等の設置が可能になりました。

1 法律改正の背景

近年、農業用ハウス内部の底面を全面コンクリート張りとしたいという声が強くなっていますが、このような工事をする場合には、農地法に基づく農地転用許可が必要で、そうすると税制上も農地ではなくなってしまうという問題がありました。

このようなことを背景として、国は農地法を改正し、このような農地（法律では「〔農作物栽培高度化施設〕の用に供される農地」としています。）は、事前に農業委員会に届け出ることでよりコンクリート張りしても引き続き農地として扱えるようにしました（農地法第 43 条）。

これにより、税制上も農地として扱われ、固定資産税の負担が増加する等の問題もなくなります。

2 改正の内容

農地法は、優良農地の確保と農地の農業上の効率的な利用を図るために、農地の権利移動や農地転用を制限しています。

ここでいう「農地」は「耕作の目的に供される土地」（農地法第 2 条第 1 項）と定義されており、「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいう（農地法関係事務に係る処理基準第 1 の（1）の①）とされています。

農地をコンクリート張りにしてしまうとその土地の肥培管理は行われなため「農地」と言えなくなることから、農地法の転用許可が必要となっていました。

今回の法律改正では、事前に農業委員会に届け出て、敷地をコンクリート張りにしたハウス等で、養液栽培等により農作物を栽培する場合には、その農作物の栽培は土地の肥培管理を伴わないものの、「耕作」に該当するものとみなすこととしたもので、これによりその敷地は農地として扱われることとなりました。

なお、このようなコンクリート張りした農業用ハウス等において農作物の栽培が行われていない場合には、農業委員会は農作物の栽培を行うべきことを勧告することができるとされています（農地法第 44 条）。

農業経営改善関係資金基本要綱

平成14年7月1日14経営第1704号農林水産事務次官依命通知
 改正：平成15年3月4日14経営第6588号
 改正：平成16年4月1日15経営第6838号
 改正：平成17年4月1日16経営第8723号
 改正：平成18年3月30日17経営第7209号
 改正：平成19年3月29日18経営第7812号
 改正：平成20年4月1日19経営第7718号
 改正：平成20年4月16日20経営第40号
 改正：平成20年10月1日20経営第3733号
 改正：平成20年12月1日20経営第4931号
 改正：平成21年4月1日20経営第7221号
 改正：平成21年5月29日21経営第993号
 改正：平成22年4月1日21経営第6879号
 改正：平成22年8月13日22経営第2545号
 改正：平成23年4月1日22経営第7266号
 改正：平成23年5月2日23経営第249号
 改正：平成24年3月30日23経営第3564号
 改正：平成26年4月1日25経営第3946号
 改正：平成27年4月1日26経営第3469号
 改正：平成28年4月1日27経営第3219号
 改正：平成28年12月27日28経営第2306号
 改正：平成29年3月30日28経営第3171号
 改正：平成30年3月28日29経営第3481号
 改正：平成30年5月9日30経営第399号
 改正：令和2年3月30日元経営第3100号
 改正：令和2年4月30日2経営第323号
 改正：令和2年9月30日2経営第1653号
 改正：令和2年12月25日2経営第2427号
 最終改正：令和3年2月13日2経営第2863号

目次

- 第1 趣旨
- 第2 対象資金等
- 第3 農業者の手続等
 - 1 経営改善資金計画書の作成等
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
 - 4 その他
- 第4 窓口機関等
- 第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続
 - 1 窓口機関の融資相談対応等
 - 2 窓口機関の関係機関への通知
 - 3 融資機関相互の分担関係の基準
 - 4 融資機関等の審査
 - 5 融資審査結果の窓口機関への通知
 - 6 借入希望者への通知
 - 7 融資実行後の措置
- 第6 その他
- 別紙1 (第3の1関係) (表面) 農業経営改善関係資金(前向き制度資金)借入申込希望書
(裏面) 個人情報取扱いに関する同意書
- 別紙2 (第3の1関係) 経営改善資金計画書((1)から(4)までのいずれかを使用)、認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書
- 別紙3 (第3の2関係) 経営改善資金計画書の審査の考え方
- 別紙4 (第3の4関係) 令和○年の経営状況報告書(△年目)
- 別紙5 (第5の6関係) 融資審査等総括表
- 別紙6 (第5の6関係) 借入申込書
- 別紙7 (第5の6関係) 債務保証委託申込書

第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーS資金」という。）で対応する。

第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	
<p>1 農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定農業者向け（注1、2、3） ② 認定新規就農者向け（注4） ③ その他担い手向け</p>	<p>農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給</p> <p>〔2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	<p>経営改善のための一般的な長期資金（有利子）</p>
<p>2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）</p>		
<p>(1) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（注3） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定農業者向け〕</p> <p>(2) 経営体育成強化資金（注5） （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<p>・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの等、農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>〔2（1）の資金については1又は2（3）の資金との、2（2）の資金については1又は2（3）若しくは（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	
<p>(3) 農業改良資金（注6） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。）</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p>	<p>特別の場合の</p>

[その他担い手向け]	<p>〔1又は2(1)若しくは(2)若しくは(4)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	長期資金(無利子)
<p>(4) 青年等就農資金 (青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。以下同じ。) 〔認定新規就農者向け〕</p>	<p>認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資(直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能)</p> <p>〔1又は2(2)若しくは(3)の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	

(注1)「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。以下同じ。)の認定を受けた農業者をいう。

(注2) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。

(注3) クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。

(注4)「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

(注5) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱(平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知)により対応するものとする。

(注6) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

2 認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーS資金の融通を受けることが可能である。

3 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金(アグリビジネスの強化を推進するための金融措置(平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知)第2に定める資金をいう。)の融通を受けることが可能である。

第3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手續等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1の(5)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に

1の(1)の借入申込希望書（別紙1）及び経営改善資金計画書（別紙2）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手續を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手續等については、本要綱で定める窓口機関の手續等（第5の2の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙2の(1)又は(2)により作成し、別紙1の借入申込希望書とともに、(5)の窓口機関に提出するものとする。

なお、1回の借入希望額が個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別な事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）をいう。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙2の(1)又は(2)の経営改善資金計画書に代えて、別紙2の(3)又は(4)の経営改善資金計画書（以下「簡素化様式」という。）を使用することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできないものとする（ただし、被災借入希望者等を除く。）。

(2) 認定農業者にあつては(1)の書類と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計

画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては(1)の書類と併せ青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを、(5)の窓口機関に提出するものとする。

なお、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(5)の①の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

- (3) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書及び借入申込希望書の記載不備を理由に、(5)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（都道府県、市町村、農業委員会、担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等をいう。以下同じ。）等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する事前相談を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により事前相談を行うことができるものとする。

- (4) (5)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、都道府県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、都道府県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、都道府県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(5)の②の確認書を提出することができるものとする。

- (5) 経営改善資金計画書等（(1)及び(2)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに(4)の規定に基づき都道府県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。）の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、都道府県（農業制度資金担当課又は普及指導センター）に照会できるものとする。

- (6) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画等を提出するよう配慮するものとする。

2 融資審査

- (1) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書及び借入申込希望書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か

イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか

ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか
について責任をもって判断するものとする。

(2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

(3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

(1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。

(2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(3) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る農業信用基金協会の保証については、2の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、ア又はウの額をいい、青年等就農資金にあつては、イの額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで農業信用基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人1,800万円（法人3,600万円）

イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3,700万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書の場合にあつては1億円）

ウ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人1,500万円（法人3,000万円（任意団体も同じ。））

- (4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実に認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であって、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、当該場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

4 その他

- (1) 借入希望者は、第5の6の(2)により、経営改善資金計画書等の窓口機関への提出から、原則として、1月半以内に融資の可否についての回答を受けられることとなっている。

1月半以内に手続が終了しない場合には、窓口機関からその理由の説明がなされることになっているが、説明がない場合には、借入希望者は窓口機関に問い合わせることができる。

- (2) 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、毎年、別紙4により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、簡素化様式を使用して融資を受けた借入者にあつては、融資機関から別紙4を参考にして当該融資機関が定める様式により経営状況の報告を求められた場合を除いて、報告を省略できるものとする。

第4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。

- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関及び公庫の受託金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）

- (2) 公庫

- 2 都道府県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底（借入希望者からの照会への適切な対応を含む。）に努めるものとする。

- 3 都道府県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関について

は窓口機関から除外できるものとする。都道府県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。

- 4 都道府県は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿を整備するものとする。

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の1の(3)に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 窓口機関の関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを送付するものとする。(ただし、個人情報の取扱いについては第6の3及び4に留意することとする。)

なお、窓口機関が関係書類の写しを特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを送付することとする。ただし、借入希望者が簡素化様式を使用して手続を行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。
- (2) 窓口機関は、直ちに普及指導センターに関係書類の写しを送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する(農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。)ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に关系書類の写しを送付することとする。
- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の

手続を行うこととする。

ア (1)から(3)までの手続を行う(第3のア～ウに該当する場合は除く。)とともに、次に掲げる推進会議の構成員に係る書類の写しを送付するものとする。

(ア) 借入申込案件について、推進会議が、資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(当該借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会)に委任する場合 当該融資機関

(イ) (ア)に該当しない場合 推進会議の事務局その他直接関係を有する構成機関

イ 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金(認定就農計画に基づく場合に限る。)、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定(農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求めることとする。

なお、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定機関である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ウ 農業改良資金の貸付けについては経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要と認める場合には、メンバー間で経営改善資金計画の内容について協議するものとする。

(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続きを含め(第3のア～ウに該当する場合は除く。)、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定(経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を求めることとする。

なお、市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を当該借入希望者が居住する都道府県の農業経営相談所(農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「農業経営相談所」という。)に随時提供す

ることに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。
農業経営相談所が整備されていない都道府県においては、各都道府県に当該情報を提供することとする。

3 融資機関相互の分担関係の基準

(1) 公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する（認定新規就農者向けの資金は除く。）

イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する。

ウ 借入額が認定農業者については1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1,500万円（法人は3,000万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える部分は公庫が対応する（農業改良資金を除く。）

エ 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。

オ これら以外については民間金融機関が対応することを基本とする。

なお、公庫と民間金融機関の協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとする。

(2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、普及指導センター等都道府県関係部局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

4 融資機関等の審査

(1) 融資機関は、3の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。

(2) 借入希望者が機関保証を希望しており、民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。

(3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については都道府県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する都道府県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。

(4) 融資審査を進める中で、融資機関としては融資できない可能性が高いときは、窓

口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

5 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

6 借入希望者への通知

(1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(2) 窓口機関は、借入申込希望書等の受理から原則として、1年半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(3) (2)の場合において、融資を行わないときは、別紙5の総括表により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

(4) 融資を行う場合は、(2)のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書（別紙6）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書（別紙7）を含む。）等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から2週間以内にすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第3の本文ただし書の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）によるときは、借入申込希望書及び経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書及び債務保証委託申込書の提出を求めても差し支えないものとする。

7 融資実行後の措置

(1) 融資機関は、第3の4の(2)に基づき、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。

(2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため普及指導センターから求められた場合には、遅滞なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、普及指導センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該普及指導センターに送付するものとする。

第6 その他

- 1 都道府県及び関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。
- 2 普及指導センターは、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 4 窓口機関、都道府県、普及指導センターその他の関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、借入申込希望書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。
- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則（平成22年8月13日22経営第2545号）

この要綱の一部改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月2日23経営第249号）

この要綱の一部改正は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成26年4月1日25経営第3946号）

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日26経営第3469号）

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3219号）

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日28経営第2306号）

この要綱の一部改正は、平成28年12月27日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28経営第3171号）

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日29経営第3481号）

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月9日30経営第399号）

この要綱の一部改正は、平成30年5月9日から施行する。

附 則（令和2年3月30日元経営第3100号）

- 1 この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和2年4月30日2経営第323号）

この要綱の一部改正は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和2年9月30日2経営第1653号）

この要綱の一部改正は、令和2年9月30日から施行する。

附 則（令和2年12月25日2経営第2427号）

この要綱の一部改正は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和3年2月13日2経営第2863号）

この要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。

個人情報 の 取 扱 い に 関 す る 同 意 書

関係機関への関係書類の提供について、次の範囲内で同意します。

- ① 頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外に提供されることはありません。
- ② 関係機関に提供する情報の内容は、借入申込希望書、経営改善資金計画書、経営状況報告書、借入申込書、保証委託申込書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。
- ③ 頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
- ④ 利用目的は、本申込希望書に係る関係機関による審査、貸付手続、事後管理及び法人化を含む経営能力向上のための指導・助言です。(農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

次のいずれかの□に✓を入れて下さい。

1. 提供先として同意する関係機関

全ての関係機関に提供することに同意します。

下記の関係機関に提供することに同意します。(同意する機関の□に✓を入れて下さい。)

(行政機関等)

※都道府県 ※市町村 ※普及指導センター 青年農業者等育成センター 農業委員会

(※融資機関・保証機関)

農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中央金庫 _____銀行
 _____信用金庫 _____信用協同組合 株式会社日本政策金融公庫
 農業信用基金協会

(利子助成機関)

※公益財団法人農林水産長期金融協会

(その他)

農業経営相談所

(都道府県段階に、農業経営の法人化等の経営課題に対して関係機関と連携し適切に対応する経営に関する相談体制。氏名、住所及び電話番号のみ提供。)

()

※ 借入れしようとする融資機関、利子助成又は貸付資格の認定(農業改良資金)を行っている都道府県、市町村及び利子助成機関(保証を希望する場合には保証機関)への情報の提供に同意頂けませんか融資、利子助成等に必要書類が揃わないことになります。

また、融資後の指導を希望する場合には、普及指導センターへの経営状況報告書の提供に同意して頂く必要があります。

2. 提供に同意する情報の種類

関係書類の情報の全てについて、1の※印の関係機関(融資機関にあつては借入れしようとする機関に限る。)に提供することに同意します。

下記の情報について、その他の関係機関に提供することに同意します。(同意する書類の□に✓を入れて下さい。)

借入申込希望書(□添付書類) 経営改善資金計画書(□添付書類)
 経営状況報告書(□添付書類) 借入申込書(□添付書類)
 債務保証委託申込書(□添付書類)

上記のとおり、確認しました。

年 月 日

住所・所在地

氏名

経営改善資金計画書(個人)

- 農業協同組合
- 信用農業協同組合連合会
- 農林中央金庫 支店
- 銀行 店
- 信用金庫 店
- 信用協同組合 店
- 株式会社日本政策金融公庫 支店

御中

(注) 農業経営相談所(農業経営に関する相談を受け付けるもので国の農業経営者サポート事業により設立されたもの)を利用している者は、本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』と記載して、別途書類を添付する等の方法を探っても差し支えない。
また、農業経営相談所を利用していない者であっても、青色申告を実施している者は、4(1)①②、(2)②から⑤まで及び(3)の事項についてのみ、上述と同様の方法を探っても差し支えないものとする。

提出先の窓口機関にチェックを入れてください。

年 月 日

住所

氏名

1 計画期間 年度～ 年度

2 家族構成等

家族従事者(農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
年齢	農業従事日数	農外従事日数	目標年の状況	備考
その他の家族(性別、年齢のみ) 男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				

常時雇用 人

臨時雇用 人

3 経営規模

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地(うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭、羽

(添付書類) 最近3か年の青色申告書、白色申告書、農協の組合員勘定、貸借対照表、損益計算書等

また、認定新規就農者であって、親(親族(三親等以内の者をいう。)を含む。以下同じ。)の農業経営を継承又は親の経理と区分して部門経営を開始する場合は、別添の「自家経営の概要」に親の直近の経営概要を記載するとともに、親の経営収支に関する青色申告書等の資料を添付すること。なお、融資後においても融資機関から親の経営収支に関する青色申告書等の資料を求められた場合は提出すること。

4 経営改善の視点

(1) 直近の経営状況はどうなっているのか(経営実績)

(金額単位:千円、その他単位は適宜)

① 経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績

農業粗収入				直近年(年)		
農業粗収入	(記入例) 水 稲	共済加入の有無 有・無	経営規模	単収	直近年(年)	
			生産量			単価
			売上高			
	(記入例) だいにん	共済加入の有無 有・無	経営規模	単収	直近年(年)	
			生産量			単価
			売上高			
	(記入例) りんご	共済加入の有無 有・無	経営規模	単収	直近年(年)	
			生産量			単価
			売上高			
		共済加入の有無 有・無	経営規模	単収	直近年(年)	
			生産量			単価
			売上高			
収入保険の加入の有無			有・無	—		
作業受託収入						
その他()						
農業経営費				0		
原材料費						
施設・機械費						
うち減価償却費						
出荷販売経費						
雇用労賃						
支払利息						
支払地代						
その他						
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農家総所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金(元本)						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						

直近年(年)	
単収	
単価	
変動理由	
単収	
単価	
変動理由	
単収	
単価	
変動理由	

(注)変動理由は災害、病害等簡潔に記載。

直近年の農家総所得A	千円
直近年の農業所得B	千円
B / A	%

例: 農業用生産手段の一次的賃借料など
 種苗、肥料、農薬、光熱動力その他の諸材料費等
 出荷手数料、販売促進費等
 常雇、臨時雇用人などの労賃

農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらないもの(例: 農業共済掛金)

農業粗収入－農業経営費

(事業収入、給与、受取小作料、受取利息等)－農外支出
 年金、祝金等

農家世帯員が生活を維持するために要した費用
 国税等の税金のほか、社会保険負担、農協・農業共済組合負担、
 その他賦課額

農家総所得＋減価償却費－家計費－租税公課

1個または1組の取得価格が10万円以上のものであり、その使用可能年数が1年以上のもの(※平成元年4月～平成10年12月31日までは20万円以上)
 例: ①畜舎、温室などの建築物、②果樹柵、サイロや水路等の土地改良設備一切の構築物、③農機具・自動車、④養鶏ケージ、育苗箱等、⑤コンピュータ、FAX等

② 経営力を背景とした財務内容(資産負債バランス)

項目	金額	算出基礎
資産計	0	
預金(共済等の積立金を含む)		
農協等に対する出資金		
土地		
建物		
家畜		
農機・その他		
負債計	0	
農業負債(短期)		
農業負債(長期)		
農外負債		
その他		
正味資産		
保証債務		

③ 経営上の課題はないか

(営農類型: _____)

項目	状況	問題・課題点(その改善策)	※問題ありの場合に記載
技術レベル	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
単収	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
品質・単価	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
経営規模	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
コスト	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
販売方法	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
家計費	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
その他	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		

※自然災害や価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へ記入してください。

(2) 経営の改善を図るための事業内容

① 経営改善を図るための方策(4の(1)の③の経営上の課題を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

※新作物・流通加工・新技術のチャレンジの場合は、その旨を具体的に記入してください。

② 設備資金の使いみちと資金調達

実施年度	投資内容	規模・能力	数量	事業費 【単位:千円】	新設・更新	資金調達計画	
						(自己資金、補助金、借入金等)	(借入金の場合、償還期間)
1					新設・更新		年
2					新設・更新		年
3					新設・更新		年
4					新設・更新		年
5					新設・更新		年
合計							

※目標年度までのすべての設備投資をご記入ください。(自己資金のみによる設備投資を含めてご記入ください。)投資内容の欄について、農地等を取得する場合は、田、畑などの用途と、自作地・小作地の別をご記入ください。

③ 運転資金などの主な使いみちと資金調達(研修、調査、研究開発費として必要な資金も本欄にご記入ください。)

長期運転資金の使いみちと算出基礎	必要時期	必要額	償還期間	備考
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	

④ (スーパーL資金について)経営安定のための資金の使いみちと資金調達

資金の使いみちと必要額の算出根拠	必要時期	必要額	償還期間	備考
○負債の整理(※1)	年 月	千円	年	
○資本構成の是正(※2)	年 月	千円	年	
○その他	年 月	千円	年	

※1 金利が高いとか、償還期間が短いといった理由により、現に経営の安定に支障をきたしている既往負債がある場合に、その負債を整理の対象にするものです。

※2 本来は長期資金で対応すべきものを短期資金で対応したために悪化した流動比率を、長期資金への借換えによって是正するものです。

(参考)既往借入金の状況(農業経営以外の借入金も記載してください。)

(年 月 日現在)

借入先または資金名	主な資金の使いみち	借入年月	現在残高 【単位:千円】	利率	償還期限	据置期限	償還方法 (いずれかを○で囲んでください)
1		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
2		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
3		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
合 計							

⑤ 経営改善のための計画の算出基礎(該当する営農類型について記入してください。)

(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

(酪農)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
経産牛1頭あたり乳量	kg / 頭			濃厚飼料総給与量	t / 年		
乳価	円 / kg			濃厚飼料平均価格	円 / kg		
乳飼費	%			粗飼料総給与量	t / 年		

(肉用牛)

品種(該当品種に○)		和牛、F1		乳用種、和牛、F1	
区分	単位	実績	目標	実績	目標
素牛	導入頭数	頭 / 年			
	導入月齢	か月			
	導入価格	千円 / 頭			
販売牛	販売月齢	か月			
	販売体重	kg / 頭			
	販売価格	千円 / 頭			
枝肉ランク	%	A4以上	A4以上	B2以上	B2以上
濃厚飼料総給与量	t / 年				
濃厚飼料平均価格	円 / kg				
粗飼料総給与量	t / 年				

(養豚)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
種豚の品種	♂			肥育豚	出荷日令	日	
	♀				出荷体重	kg	
母豚1頭当り年間産子数	頭 / 年			上物率	%		
母豚平均分娩回数	回 / 年			肥育豚販売手数料	円 / 頭		
販売子豚	出荷日令	日		飼料総給与量	t		
	出荷体重	kg		飼料要求率			

(採卵鶏)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種	♂			淘汰方法			
	♀			産卵期間	か月		
導入ヒナ	日令	日		飼料総給与量	t		
	価格	円 / 羽		飼料要求率			
年間導入羽数	千羽			G. P. 経費	円 / kg		
育成率	%						

(ブロイラー)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種				育成率	%		
ヒナ購入価格	円 / 羽			出荷日令	日		
鶏舎延坪数	坪			出荷体重	kg / 羽		
坪当たり常時飼養羽数	羽 / 坪			飼料総給与量	t		
餌付回数	回 / 年			飼料要求率			
餌付羽数	千羽 / 年						

※ 営農類型における「実績」欄については、認定新規就農者であって、経営開始初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。

(3) 計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
農業粗収入						
記入例 水 稲	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
	経営規模					
	生産量					
	売上高					
作業受託収入						
その他()						
農業経営費						
原材料費						
施設・機械費						
	うち減価償却費					
出荷販売経費						
雇用労賃						
支払利息						
支払地代						
その他						
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農家総所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金(元本)						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債(短期)						
農業負債(長期)						
農外負債						
計						

別添 (別紙2の(1)(第3の1関係) 経営改善資金計画書(個人))

○ 自家経営の概要

※ 認定新規就農者であって、親(親族(三親等以内の者をいう。)を含む。以下同じ。)の農業経営を継承又は親の経理と区分して部門経営を開始する場合は、以下の様式に親の直近の経営状況等を記載すること。

経営主の状況	氏 名			
	年 齢	歳	認定新規就農者との 続柄	
	住 所			
	農業者年金の加入状況	(いずれかの□にチェックを入れて下さい。) ① 加 入 □ ② 未加入 □		
	経営移譲年金裁定請求 の予定	(いずれかの□にチェックを入れて下さい。) ① 無 □ ② 有 □ (予定時期 年 月頃)		
経営主の経営 概況	部 門 名	経営規模	生 産 量	売 上 高
				千円
	計			
経営主の所得	農 業 所 得	千円		
	農 外 所 得	千円		
	計	千円		

※ 部門名は、稲作、酪農等を記入し、基幹部門に○印を付すこと。
(添付書類) 親の経営に係る最近3か年の青色申告書、白色申告書、農協の組合員勘定、貸借対照表、損益計算書、所得(損失)計算明細書等

経営改善資金計画書(法人)

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会	
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫	支店
<input type="checkbox"/>	銀行	店
<input type="checkbox"/>	信用金庫	店
<input type="checkbox"/>	信用協同組合	店
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫	支店

御中

(注)農業経営相談所(農業経営に関する相談を受け付けるもので国の農業経営者サポート事業により設立されたもの)を利用している者は、本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』と記載して、別途書類を添付する等の方法採っても差し支えない。
また、農業経営相談所を利用していない者であっても、4(1)①②、(2)②から⑤まで及び(3)の事項についてのみ、上述と同様の方法採っても差し支えないものとする。

提出先の窓口機関にチェックを入れてください。

年 月 日

住所

法人名

代表者

1 計画期間 年度～ 年度

2 法人の概要

設立年月	年 月	資本金	千円
------	-----	-----	----

構成員氏名	年齢	役職担当	法人従事日数	出資口数	目標年の状況

注 連帯債務者は、氏名に○印を記入

構成戸数	戸	常時雇用	人	臨時雇用	人
------	---	------	---	------	---

3 経営規模

田 (うち借地)	a	(a)
畑 (うち借地)	a	(a)
樹園地 (うち借地)	a	(a)
採草放牧地(うち借地)	a	(a)
施設面積	棟	m ²
常時飼養家畜	種類	頭、羽

(添付書類)最近3か年の決算書(付属明細書を含む)等

※ 法人格を有しない団体も本計画書に準ずる。

4 経営改善の視点

(1) 直近の経営状況はどうなっているのか(経営実績)

(金額単位:千円、その他単位は適宜)

① 経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績

			直近年(年)				
売上	(記入例) 水稲	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	直近年(年)	
			生産量				単価
			売上高				変動理由
	(記入例) だいこん	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	直近年(年)	
			生産量				単価
			売上高				変動理由
	(記入例) りんご	共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	直近年(年)	
			生産量				単価
			売上高				変動理由
		共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	直近年(年)	
			生産量		単価		
			売上高		変動理由		
		共済加入の有無 有・無	経営規模		単収	直近年(年)	
			生産量		単価		
			売上高		変動理由		
	収入保険の加入の有無 有・無						
	その他()		0				
売上原価					0		
	期首商製品棚卸高		0				
	当期商品仕入高		0				
	当期製品製造原価						
		材料費					
		労務費					
		賃借料					
		その他経費					
		(減価償却)					
	期末商製品棚卸高		0				
売上総利益							
販売費・一般管理費							
	役員報酬						
	その他人件費						
	出荷販売経費		0	→	出荷手数料、販売促進費等		
	減価償却費						
営業利益					0		
営業外利益					0		
営業外費用					0		
	支払利息						
経常利益					0		
税引前当期利益							
法人税等充当額							
税引後当期利益					0		
償還財源							
償還金(元本)							
差引余剰					0	→ 税引後当期利益+減価償却費-償還金	
施設・機械等の設備投資							

(注)変動理由は災害、病害等簡潔に記載。

法人の直近年売上高	A	千円
農業に係る直近年の売上高	B	千円
B / A		%

② 経営力を背景とした財務内容(資産負債バランス)

項目	金額	主な勘定内訳
流動資産		預貯金()、売掛金()、受取手形()、棚卸()
固定資産		土地()、建物()
繰延資産		
資産合計	0	
流動負債		短期借入金()、買掛金()、支払手形()
固定負債		長期借入金()
資本		資本金()、法定準備金()、剰余金()
保証債務		

参考: 法人の構成員が当該法人に貸与している土地の価格の合計額 千円

③ 経営上の課題はないか

(営農類型:)

項目	状況	問題・課題点(その改善策)	※問題ありの場合に記載
技術レベル	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
単収	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
品質・単価	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
経営規模	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
コスト	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
販売方法	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
加工流通	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		
その他	<input type="checkbox"/> 特に問題なし <input type="checkbox"/> 問題・課題あり		

※自然災害や価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へ記入してください。

(2) 経営の改善を図るための事業内容

① 経営改善を図るための方策(4の(1)の③の経営上の課題を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

※新作物・流通加工・新技術のチャレンジの場合は、その旨を具体的に記入してください。

② 設備資金の使いみちと資金調達

実施年度	投資内容	規模・能力	数量	事業費 【単位:千円】	新設・更新	資金調達計画	
						(自己資金、補助金、借入金等)	(借入金の場合、償還期間)
1					新設・更新		年
2					新設・更新		年
3					新設・更新		年
4					新設・更新		年
5					新設・更新		年
合計							

※目標年度までのすべての設備投資をご記入ください。(自己資金のみによる設備投資を含めてご記入ください。)
 投資内容の欄について、農地等を取得する場合は、田、畑などの用途と、自作地・小作地の別をご記入ください。

③ 運転資金などの主な使いみちと資金調達(研修、調査、研究開発費として必要な資金も本欄にご記入ください。)

長期運転資金の使いみちと算出基礎	必要時期	必要額	償還期間	備考
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	
	月 日	千円	年	

④ (スーパーL資金について)経営安定のための資金の使いみちと資金調達

資金の使いみちと必要額の算出根拠	必要時期	必要額	償還期間	備考
○負債の整理(※1)	年 月	千円	年	
○資本構成の是正(※2)	年 月	千円	年	
○その他	年 月	千円	年	

※1 金利が高いとか、償還期間が短いといった理由により、現に経営の安定に支障をきたしている既往負債がある場合に、その負債を整理の対象にするものです。

※2 本来は長期資金で対応すべきものを短期資金で対応したために悪化した流動比率を、長期資金への借換えによって是正するものです。

(参考)既往借入金の状況(農業経営以外の借入金も記載してください。)

(年 月 日現在)

借入先または資金名	主な資金の使いみち	借入年月	現在残高 【単位:千円】	利率	償還期限	据置期限	償還方法 (いずれかを○で囲んでください)
1		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
2		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
3		年 月		%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
合 計							

⑤ 経営改善のための計画の算出基礎(該当する営農類型について記入してください。)

(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

(酪農)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
経産牛1頭あたり乳量	kg / 頭			濃厚飼料総給与量	t / 年		
乳価	円 / kg			濃厚飼料平均価格	円 / kg		
乳飼費	%			粗飼料総給与量	t / 年		

(肉用牛)

品種(該当品種に○)		和牛、F1		乳用種、和牛、F1	
区分	単位	実績	目標	実績	目標
素牛	導入頭数	頭 / 年			
	導入月齢	か月			
	導入価格	千円 / 頭			
販売牛	販売月齢	か月			
	販売体重	kg / 頭			
	販売価格	千円 / 頭			
枝肉ランク	%	A4以上	A4以上	B2以上	B2以上
濃厚飼料総給与量	t / 年				
濃厚飼料平均価格	円 / kg				
粗飼料総給与量	t / 年				

(養豚)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
種豚の品種	♂			肥育豚	出荷日令	日	
	♀				出荷体重	kg	
母豚1頭当り年間産子数	頭 / 年			上物率	%		
母豚平均分娩回数	回 / 年			肥育豚販売手数料	円 / 頭		
販売子豚	出荷日令	日		飼料総給与量	t		
	出荷体重	kg		飼料要求率			

(採卵鶏)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種	♂			淘汰方法			
	♀			産卵期間	か月		
導入ヒナ	日令	日		飼料総給与量	t		
	価格	円 / 羽		飼料要求率			
年間導入羽数	千羽			G. P. 経費	円 / kg		
育成率	%						

(ブロイラー)

区分	単位	実績	目標	区分	単位	実績	目標
鶏種				育成率	%		
ヒナ購入価格	円 / 羽			出荷日令	日		
鶏舎延坪数	坪			出荷体重	kg / 羽		
坪当たり常時飼養羽数	羽 / 坪			飼料総給与量	t		
餌付回数	回 / 年			飼料要求率			
餌付羽数	千羽 / 年						

※ 営農類型における「実績」欄については、認定新規就農者であって、経営開始初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。

(3) 計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)
売上						
記入例	水 稲	経営規模				
		生産量				
売上高						
		経営規模				
		生産量				
		売上高				
		経営規模				
		生産量				
		売上高				
		経営規模				
		生産量				
		売上高				
その他()						
売上原価						
期首商製品棚卸高						
当期商品仕入高						
当期製品製造原価						
	材料費					
	労務費					
	賃借料					
	その他経費					
	(減価償却)					
期末商製品棚卸高						
売上総利益						
販売費・一般管理費						
	役員報酬					
	その他人件費					
	出荷販売経費					
	減価償却費					
営業利益						
営業外利益						
営業外費用						
	支払利息					
経常利益						
税引前当期利益						
法人税等充当額						
税引後当期利益						
償還財源						
償還金(元本)						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債(短期)						
農業負債(長期)						
農外負債						
計						

経営改善資金計画書(個人)

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	}	御中	
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会			
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫			支店
<input type="checkbox"/>	銀行			店
<input type="checkbox"/>	信用金庫			店
<input type="checkbox"/>	信用協同組合			店
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫			支店

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

年 月 日

住所

氏名

(注) 金額は千円単位で記入して下さい。

家族構成等				直近年の収支状況(注1) (特別の事情があるときは、直近年の前年を記入しても差し支えない。)				備考			
家族従事者 (農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				区分	農業	農外		(注3)			
年齢	農業従事日数	備考		収入A(注2)	千円	(注1)		千円			
歳	日				千円			千円			
歳	日			支出B	千円			千円			
歳	日				千円			千円			
歳	日			(A-B)	①	千円	千円				
歳	日				②	千円					
その他の家族(性別、年齢のみ) 男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				所得	合計		千円				
雇用労働	常雇	人/年	臨時		農業所得割合 ①/②		%				
経営の概要(固定資産税台帳の写し等内容のわかるものを添付した場合は記入不要)											
経営規模	田	a	倉庫	m ²	家畜	乳牛(成牛)	頭	動力機具	トラクター	台	
	畑	a	畜舎	m ²		肉用牛	頭		コンバイン	台	
	樹園地	a	堆肥舎	m ²		豚	頭		田植機	台	
	採草放牧地	a	サイロ	m ²		採卵鶏	羽				
			ハウス	m ²		ブロイラー	羽				
生産の実績(直近の収支状況に対応したもの)(注1)											
耕種	作目名	作付面積	収穫量	販売金額	酪農	生乳生産量	kg	養豚	出荷頭数	頭	
		a	kg	千円		販売金額	千円		販売金額	千円	
		a	kg	千円	肉用牛	品種		採卵鶏	出荷量	kg	
		a	kg	千円		販売頭数	頭		販売金額	千円	
		a	kg	千円		販売金額	千円		ブロイラー	出荷羽数	羽
		a	kg	千円						販売金額	千円

(注1) 青色申告書等で把握可能であり、添付した場合は記入不要。
 (注2) 各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金等は農業収入に含め、年金、祝金等は農外収入に含めること。
 (注3) おおむね5年目(経営改善の目標年)時点の農業収入、農業所得、労働時間及び農家総所得の目標を記入。
 【添付書類】最近3か年の青色申告書、白色申告書、農協の組合員勘定、貸借対照表、損益計算書等

事業・資金・償還計画等						
事業内容	事業目的	種類	数量・規模・能力	事業費		
	(記載例) 現在、甘長とうがらし等を栽培している専業農家ですが、冬場の甘長とうがらしの生産安定、品質の向上を図るため、暖房設備を設置するとともに、トラクターを更新する。	暖房設備 トラクター	一式、MO型(18C~用) 一台、○社、○型、46PS	〇〇〇千円 〇〇〇千円		
資金計画 (注1)	所要資金 千円	資金調達				
		制度資金 (資金用途を記入) 千円	その他借入 千円	補助金 千円	自己資金 千円	
要償還額 ・償還財源	年間要償還額	償還財源【 年 月】(注3)				
	今回分(注2:元本のみ) 千円	①+②+③+④	① 農業所得	② 減価償却費	③ 農外所得	④ 家計費等
	既往分(注3) 千円	千円	千円	千円	千円	千円
	償還方法 ・時期(希望)	元金均等・元利均等 / 年償還回数 回				
	最終償還期限	償還月日 月 日				
資産の状況(注4)		既往借入金残高(注4)(注5)				
土地	宅地	m ²	農業近代化資金	千円		
	田	a	日本政策金融公庫資金			
	畑	a	(農業改良資金を除く。)	千円		
	樹園地	a	農業改良資金	千円		
	採草牧草地	a				
	山林その他	m ²				
建物	居宅	m ²				
預貯金		千円	合計	千円		
特記事項	(例) 第三者のための保証人になっている場合は、その額及び明細を記入。					

(注1)「資金計画」欄中「その他借入」については、借入先、借入時期、「補助金」については交付機関名とその金額、「自己資金」については現金、自家労賃、手持資材別にその金額を記入すること。

(注2)償還財源欄は、原則として、おおむね5年目(経営改善の目標年目)時点のものを記入する。

ただし、この間において、償還財源が最大なときがある場合はその年目のものについて記入する。

(注3)既往分欄及び償還財源欄は、原則として、おおむね5年目(経営改善の目標年)時点のものを記入する。

ただし、この間において、償還財源が最大なときがある場合は、その年目のものについて記入する。

(注4)固定資産税台帳、残高証明書等で把握可能であり、添付した場合は記入不要。

(注5)資金の種類を問わず(当然、営農口座等による借入金を含む。)、資金の種類ごとに借入金をすべて(営農負債以外のものを含む。)記入する。

【農業改良資金の借入を希望する場合のみ記載】

資金による取組の内容(新作物、流通加工分野、新技術に係る内容)、目標について具体的に記入してください。

新作物・流通加工・ 新技術のチャレン ジ内容	(記載例) 野菜の露地栽培(〇〇アール)に加えて、(新たに〇〇の)施設栽培(〇〇アール)を導入し、労力の分散による作業の効率化と省力化を図り、さらに品質の向上等による収益性の向上を図る。(新しい生産方式又は新規作物の導入例)
	(記載例) 農産物の高付加価値化を図るため、まず遠赤外線乾燥技術を導入するとともに餅加工機械等を導入し、〇〇や〇〇などの生産・加工部門を新たに開始する。当面は庭先による対面販売を行うが将来的(〇年後を目途)にはインターネットを活用した販売に取り組む。(新しい生産・加工・販売方式の導入例)

経営改善資金計画書(法人)

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	}	御中	
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会			
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫			支店
<input type="checkbox"/>	銀行			店
<input type="checkbox"/>	信用金庫			店
<input type="checkbox"/>	信用協同組合			店
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫			支店

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

年 月 日

住 所
法人名
代表者

(注) 金額は千円単位で記入して下さい。

法人の概要						農業所得割合				
設立年月	年	月	資本金		千円					
構成員氏名 <small>※連帯債務者は、氏名に○印を記入</small>	年齢	役職担当	法人従事日数	出資口数	その他・備考	農業に係る直近年の売上高①	千円			
					○構成戸数 () 戸					
					○常時雇用 () 人					
					○臨時雇用 () 人					
直近の損益状況(特別の事情があるときは直近年の前年を記入しても差し支えない。)(注1)						法人の直近年の総売上高②	千円			
区 分		営 業		営 業 外						
利益・収益		A	千円	B	千円					
費 用				C	千円					
経常利益A+(B-C)					千円					
税引後当期利益					千円					
備考	(注2)						①/②	%		
経営の概要(固定資産税台帳の写し等内容のわかるものを添付した場合は記入不要)										
経営規模	田	a	倉庫	m	乳牛(成牛)	頭	トラクター	台		
	畑	a	畜舎	m	肉用牛	頭	コンバイン	台		
	樹園地	a	堆肥舎	m	豚	頭	田植機	台		
	採草放牧地	a	サイロ	m	採卵鶏	羽				
			ハウス	m	ブロイラー	羽				
生産の実績(直近の収支状況に対応したもの)(注1))										
耕種	作目名	作付面積	収穫量	販売金額	酪農	生乳生産量	kg	養豚	出荷頭数	頭
		a	kg	千円		販売金額	千円		販売金額	千円
		a	kg	千円	肉用牛	品種		採卵鶏	出荷量	kg
		a	kg	千円		販売頭数		頭	販売金額	千円
		a	kg	千円		販売金額	千円	ブロイラー	出荷羽数	羽
		a	kg	千円					販売金額	千円

(注1) 決算書等で把握可能であり、添付した場合は記入不要。

(注2) おおむね5年目(経営改善の目標年)時点の農業に係る売上高、労働時間及び総売上高の目標を記入。

【添付書類】最近3か年の決算書(附属明細書を含む)等

※ 法人格を有しない団体も本計画書に準ずる。

事業・資金・償還計画等					
事業内容	事業目的	種類	数量・規模・能力	事業費	
	(記載例) 現在の栽培方法では、連作による土壌の障害が発生する為、収益率が下がるので、今回、新技術を導入し、収益の向上及び人手の省力化を図りたい。		ロックウールばら培養装置	一式、〇社、〇型	〇〇〇千円
資金計画 (注1)	所要資金 千円	資金調達			
		制度資金 (資金用途を記入) 千円	その他借入 千円	補助金 千円	自己資金 千円
要償還額 ・償還財源	年間要償還額	償還財源【 年 月】(注3)			
	今回分(注2:元本のみ) 千円	②+③ 千円	① 千円	② 千円	③ 千円
	既往分(注3) 千円				
	償還方法 ・時期(希望)	元金均等・元利均等 / 年償還回数 回 償還月日 月 日			
最終償還期限	令和 年 月 (据置期間 年 月)				
資産の概要(決算書等で把握可能であり、添付した場合記載不要)					
項目	金額	主な勘定内訳			
流動資産	千円	預貯金(千円)、売掛金(千円)、受取手形(千円)、棚卸(千円)			
固定資産	千円	土地(千円)、建物(千円)			
繰延資産	千円				
資産合計	千円				
流動負債	千円	短期借入金(千円)、買掛金(千円)、支払手形(千円)			
固定負債	千円	長期借入金(千円)			
純資産	千円	資本金(千円)、法定準備金(千円)、余剰金(千円)			
保証債務	千円				
特記事項	(例) 第三者のための保証人になっている場合は、その額及び明細を記入。				

(注1)「資金計画」欄中「その他借入」については、借入先、借入時期、「補助金」については交付機関名とその金額、「自己資金」については現金、自家労賃、手持資材別にその金額を記入すること。

(注2) 今回の借入額を償還期間(据置期間を除く)で除した金額を記入する。

(注3) 既往分欄及び償還財源欄は、原則として、おおむね5年目(経営改善の目標年)時点のものを記入する。ただし、この間において、償還財源が最大なときがある場合は、その年目のものについて記入する。

【農業改良資金の借入を希望する場合のみ記載】

資金による取組の内容(新作物、流通加工分野、新技術に係る内容)、目標について具体的に記入してください。

<p>新作物・流通加工・ 新技術のチャレンジ内容</p>	<p>(記載例) 水稲経営の規模拡大(刈取面積〇〇ha→〇〇ha)により更に一台のコンバインを導入し適期刈取を進めるとともに、環境にやさしい農業の推進のため高精度水田除草機を導入し農薬(除草剤)の散布量を減じる。(新しい生産方式の導入例)</p> <p>(記載例) 飼料給与体系をミキサーフィダーの導入によりTMR方式に改良し、給与技術を改善する。また、繋ぎ飼い方式をフリーストールミルクングパーラー方式に改造し、飼養規模の拡大(成牛〇〇頭→〇〇頭)による低コスト化により収益性の改善を図る。更に〇年目を目途に、自家産牛乳を活用したアイスクリームの製造直売施設を設置し、高付加価値販売に取り組む。(新しい生産・加工・販売方式の導入)</p>
----------------------------------	--

別紙2の(5)の① (第3の1関係)

認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年 月 日

<input type="checkbox"/>	農業協同組合		御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会		
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫	支店	
<input type="checkbox"/>	銀行	店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫	店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合	店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫	支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

意見書作成者 都道府県 指導農業士等
 認定農業者 その他 _____

借入希望者	氏名	
	住所	

総合意見	<input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みがある <input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある
------	---

判断根拠	項目	判定	課題の内容等
	適性意欲		
	技術知識		

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。
 「判定欄」の記載は、◎…妥当、○…課題はあるが概ね妥当、△…疑義あり

就農後の指導支援	(作成支援者等による指導・支援体制)
----------	--------------------

(別紙2の(5)の① (第3の1関係))

(記載要領)

1 意見書の作成機関

本意見書は、都道府県（普及指導センターを含む。）が作成（必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。）する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士（これに類するものを含む。）等も作成することができる。

また、意見書作成者の属性を口にチェックを入れる。

2 「総合意見」欄

借入希望者が、今回の借り入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、3の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の口にチェックを入れる。

3 「判断根拠」欄

「判定」欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

(適性・意欲)

農業を行っていくだけの十分な体力があるか

新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか
地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

(技術・知識)

研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、
妥当な水準か

4 就農後の指導・支援

就農後における普及指導センターや研修先、市町村、農業協同組合等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。

別紙 2 の (5) の ② (第 3 の 1 関 係)

確 認 書

年 月 日

<input type="checkbox"/>	農業協同組合		御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会		
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫	支店	
<input type="checkbox"/>	銀行	店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫	店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合	店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫	支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

都道府県 _____

下記の借入希望者に係る認定新規就農者の貸付けに関する意見書の内容については、当該意見書作成者の人格・能力等からみて適切であることを確認しました。

記

借 入 希 望 者 氏 名

意 見 書 作 成 者 氏 名

意 見 書 作 成 日 年 月 日

経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
<p>1 これまでの経営状況はどうなっているのか。</p>	<p>○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か</p> <p>○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）</p> <p>○ 既貸付金の償還は確実に行われているか</p> <p>○ 経営上の問題点は何か</p>	<p>必要に応じ普及指導センター・市町村等に照会</p>
<p>2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。</p>	<p>○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか（技術レベルの判断にあたっては研修実績を考慮する場合には、研修機関が公的機関か民間機関であるかで判断するのではなく、計画を実行するための基本的な技術や知識を身に付けているかどうかを判断するものとする） ※</p> <p>○ 計画の内容が過大投資になっていないか</p>	<p>同上</p>
<p>3 収益はどうか。融資返済は可能か。</p>	<p>○ 収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか</p> <p>○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断）</p> <p>○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか</p>	<p>同上</p>

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、普及指導センター等の指導を受けて、1年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて再度判断を行うものとする。

令和〇年の経営状況報告書(△年目)(個人)

融資機関あて (注)この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

年 月 日

本人氏名
(指導担当者氏名)

		前々年実績	前年計画	この欄のみ記入(他の欄は融資機関が予め記入)		計画	5年目計画
			a	b	b/a%		
農業粗収入							
記入例 水 稲	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
作業受託収入							
その他()							
農業経営費							
原材料費							
施設・機械費							
うち減価償却費							
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農家総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源							
償還金(元本)							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債(短期)							
農業負債(長期)							
農外負債							
計							

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

令和〇年の経営状況報告書(△年目)(法人)

融資機関あて

(注)この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

年 月 日

本人氏名

(指導担当者氏名)

(金額単位:千円)

		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	実績/計画 b/a%	次年度計画	5年目計画	
売上								
記入例 水 稻	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	その他()							
	売上原価							
	期首商製品棚卸高							
当期商品仕入高								
当期製品製造原価								
	材料費							
	労務費							
	賃借料							
	その他経費 (減価償却)							
期末商製品棚卸高								
売上総利益								
販売費・一般管理費								
	役員報酬							
	其他人件費							
	出荷販売経費							
	減価償却費							
営業利益								
営業外利益								
営業外費用								
	支払利息							
経常利益								
税引前当期利益								
法人税等充当額								
税引後当期利益								
償還財源								
償還金(元本)								
差引余剰								
施設・機械等の設備投資								
農業負債(短期)								
農業負債(長期)								
農外負債								
計								

この欄のみ記入(他の欄は融資機関が予め記入)

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

※法人格を有しない団体も本報告書に準ずる。

(注)一つの融資機関単独で融資審査した場合は別途任意様式を使用しても差し支えない。

別紙5(第5の6関係)

融資審査等総括表

特定地域であるか否かのチェック欄
 特定地域であれば市町村名を○で囲む等

市町村	
普及指導センター／農協	
営農類型／規模	

資金借入申込者氏名

	融資機関記載欄1 (:)	融資機関記載欄2 (:)	融資機関記載欄3 (:)	特別融資制度推進会議記載欄
1 これまでの経営状況はどうなっているのか (経営者の能力)	融資機関名:資金名			
経営マインド	地域の平均と比べて、「平均並み」、「優れている」、「劣っている」、で記入		様式別紙2の(3)又は(4)を使用した場合は記入不要。	
技術レベル				
単収				
品質・単価				
規模				
コスト				
家計費 etc				
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状から見て実現可能か ・ 過大な投資となっていないか 			
3 計画が実行された場合に収益はどうか、借入金の返済は可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の算出基礎となっている単収・単価は無理がないか ・ 償還は可能か ・ 単収・価格がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか 		様式別紙2の(3)又は(4)を使用した場合は記入できる範囲で記入。	
債権保全措置				
担保提供	千円			
農業信用基金協会保証				
融資額	千円	千円	千円	
農業改良資金を活用することについての都道府県の判断	認定の適否: 適・否			
融資可否の判断				

借入申込書

令和 年 月 日

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	農業協同組合	}	御中
	信用農業協同組合連合会		
	農林中央金庫 支店		
	銀行 店		
	信用金庫 店		
	信用協同組合 店		
	株式会社日本政策金融公庫 支店		

提出先の融資機関にチェックを入れてください。

郵便番号 □□□-□□□□

住所

電話番号 ()

フリガナ

氏名

生年月日 [年 月 日生(歳)]

[法人等の場合は、名称及び代表者名]

農業経営改善関係資金借入申込額等							
資金名	今回借入 申込金額 (千円)	資金使途	資金必要 年 月	償還期間		払込期日 年 月 日	償還方法 1. 元金均等 2. 元利均等
				年 月 まで	うち据置期間 年 月 まで		
農業近代化資金							
農業改良資金							
農業経営基盤強化資金							
経営体育成強化資金							
青年等就農資金							

担保 (有・無)	所在地	地目・種類	筆数・登記面積 規模(実面積)㎡	担保種類・ 順位	所有者名
	(注)前向き制度資金借入申込希望書に記入した事項と変更がない場合は、省略して差し支えない				

農業信用基金協会の保証の有無	有 ・ 無
----------------	-------

連 帯 保 証 人	住所	氏名又は法人名	申込者 との関係	職業又は営業内容 (年収又は年商)	
	〒 TEL		年 月 日(歳)		(百万円)
	〒 TEL		年 月 日(歳)		(百万円)

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。

債務保証委託申込書

(農業近代化資金 ・ 農業改良資金 ・ 農業経営基盤強化資金 ・ 経営体育成強化資金 ・ 青年等就農資金)

借入れをする資金名を
○で囲んでください。

令和 年 月 日

農業信用基金協会会長 殿

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日生(歳)]
[法人等の場合は、名称及び代表者名]

下記の借入金について、貴会の保証を受けたいので申し込みます。

記

融 資 機 関				借入予定日	令和 年 月 日
借入金額	千円			借入期間	年 カ月間
借入金用途				うち据置期間	年 カ月間
利 率	年	%		第1回償還日	令和 年 月 日
元金の支払い 方 法	割賦	毎年	月 日	最終償還日	令和 年 月 日
	第1回～第 回	¥	円	利 息 の 支 払 い 方 法	毎 年 月 日 月 日
	第 回～第 回	¥	円		
	第 回～第 回	¥	円		
に 債務保証を受 けているもの の 内 容	年度	保証番号	現在残高	資 金 名 (用 途)	
			千円		
			千円		
			千円		

特別融資制度推進会議設置要綱

平成13年9月12日 13経営第2931号農林水産事務次官依命通知
改正平成14年7月1日 14経営第1739号
平成16年10月1日 16経営第3086号
平成17年4月20日 16経営第8952号
平成19年3月30日 18経営第7834号
平成20年4月16日 20経営第40号
平成20年10月1日 20経営第3733号
平成20年10月16日 20経営第4074号
平成20年12月1日 20経営第4932号
平成21年5月29日 21経営第993号
平成23年4月1日 22経営第7266号
平成24年4月6日 23経営第3564号
平成25年4月1日 24経営第3665号
平成25年5月16日 25経営第384号
平成26年4月1日 25経営第3636号
平成27年4月1日 26経営第3306号
平成28年4月1日 27経営第3274号
平成29年10月17日 29経営第1629号
平成31年4月1日 30経営第3219号
令和元年7月2日 元経営第532号
令和2年3月30日 元経営第3032号

第1 特別融資制度推進会議の設置

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するため、原則として、市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するようお願いする。

第2 構成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の11に規定する青年農業者等育成センターをいう。以下同じ。）その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。

第3 運営

1 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途通知で推進会議に諮るものと

して定める融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。

2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより合意した機関が事務局となって行うことが望ましい。

3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、(1)の方法により行うことが望ましく、(2)の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることが望ましい。

(1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任するものとする。

(2) 推進会議は、以下の方法により審査するものとする。

ア 事務局は、極力案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。

イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付すること。

ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。

4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。

(1) 必要とする借入額が3億円(法人にあっては10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 次に掲げる人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者(当該人・農地プランに地域の中心となる経

営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。)が借り入れる場合

(ア) 実質化された人・農地プラン(農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。)

(イ) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知)による改正前の同実施要綱第2に定める人・農地プラン

(2) 認定新規就農者(基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

5 3の(1)で委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告する。

6 5の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等

7 広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。)が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第5の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)のうち、(1)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの用途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあつては、(2)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

(1) 借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村

(2) 推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの用途に農用地又は農業生産施設の取得等が含まれる対象事業地がある市町村(当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村)

8 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係

る果樹園経営計画を含む。)をいう。)及び青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全面も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意することが望ましい。

- 9 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)

第4 その他

第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、別紙要領例に準じて「推進会議設置要領」を定めるようお願いする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 特別融資制度推進会議設置要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいて設置された特別融資制度推進会議(旧要綱第5の2の規定により旧要綱第4に基づいて設置された特別融資制度推進会議とみなされたものを含む。)は、この要綱により設置された推進会議とみなす。

附 則(平成23年4月1日22経営第7266号)

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月6日23経営第3564号)

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則(平成25年4月1日24経営第3665号)

この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月16日25経営第384号)

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則(平成26年4月1日25経営第3636号)

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日25経営第3306号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3274号）
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日29経営第1629号）
この通知は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成31年4月1日付け30経営第3219号）
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日付け元経営第532号）
この通知は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元経営第3032号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙)

—要領例—

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第1 目的

この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする資金）

- ①農業経営基盤強化資金
- ②農業経営改善促進資金
- ③青年等就農資金
- ④スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）
- ・
- ・
- ・

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

（行政機関等）

- ①〇〇市
- ②〇〇県(普及指導センターを含む。)
- ③〇〇市農業委員会
- ④〇〇県青年農業者等育成センター
(融資機関・保証機関)
- ⑤〇〇市農業協同組合
- ⑥〇〇県信用農業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫〇〇支店
- ⑧株式会社日本政策金融公庫
- ⑨〇〇銀行
- ⑩〇〇信用金庫
- ⑪〇〇信用協同組合
- ⑫〇〇県農業信用基金協会
(その他)
- ⑬税理士その他推進会議が必要と認めるもの

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任することとする。

イ 次に掲げる方法

- (ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。
- (イ) 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付する。
- (ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

- (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。
 - ア 必要とする借入額が3億円(法人にあっては10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)
 - (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
 - (イ) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。)第3

の4の(1)のイに規定する場合

イ 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

(ア) 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合

(イ) 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

(7) (5)のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

(8) (7)の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項

(9) ○○市以外の市町村を含んだ広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。)の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第5の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。)と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

第5 その他

(1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。

(2) 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情

報の種類」を提供することがないように留意する。)

林業・木材産業改善資金について

1 林業・木材産業改善資金制度

(1)目的

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進すること等を目的として、林業従事者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始・新たな販売方式の導入等の先駆的な取り組みに対し、都道府県がこれらに必要な中・短期の資金を無利子で貸付けを行う。

(2)制度のしくみ

国庫補助金（2／3）、府の一般財源（1／3）を原資として、府の特別会計を設置。林業従事者等に対して、無利子で林業・木材産業改善資金の貸付けを行っている。

2 貸付について

(1)貸付対象

● 新たな林業部門の経営の開始 例： ・新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合 ・新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合
● 新たな木材産業部門の経営の開始 例： ・新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合
● 林産物の新たな生産方式の導入 例： ・生産性の向上、品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合（木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含む。） ・また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりや団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象。
● 林産物の新たな販売方式の導入 例： ・売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合。（ITを活用した販売方式も含む。） ・また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売方式も対象。
● 林業労働に係る安全衛生施設の導入 例： 防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設などを導入する場合
● 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入 例： 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設などを導入する場合。

★林業者が行う特用林産物の栽培等（農地利用の有無、農家資格等を問わない）に係る設備投資等も融資対象。

(特用林産物)

保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。

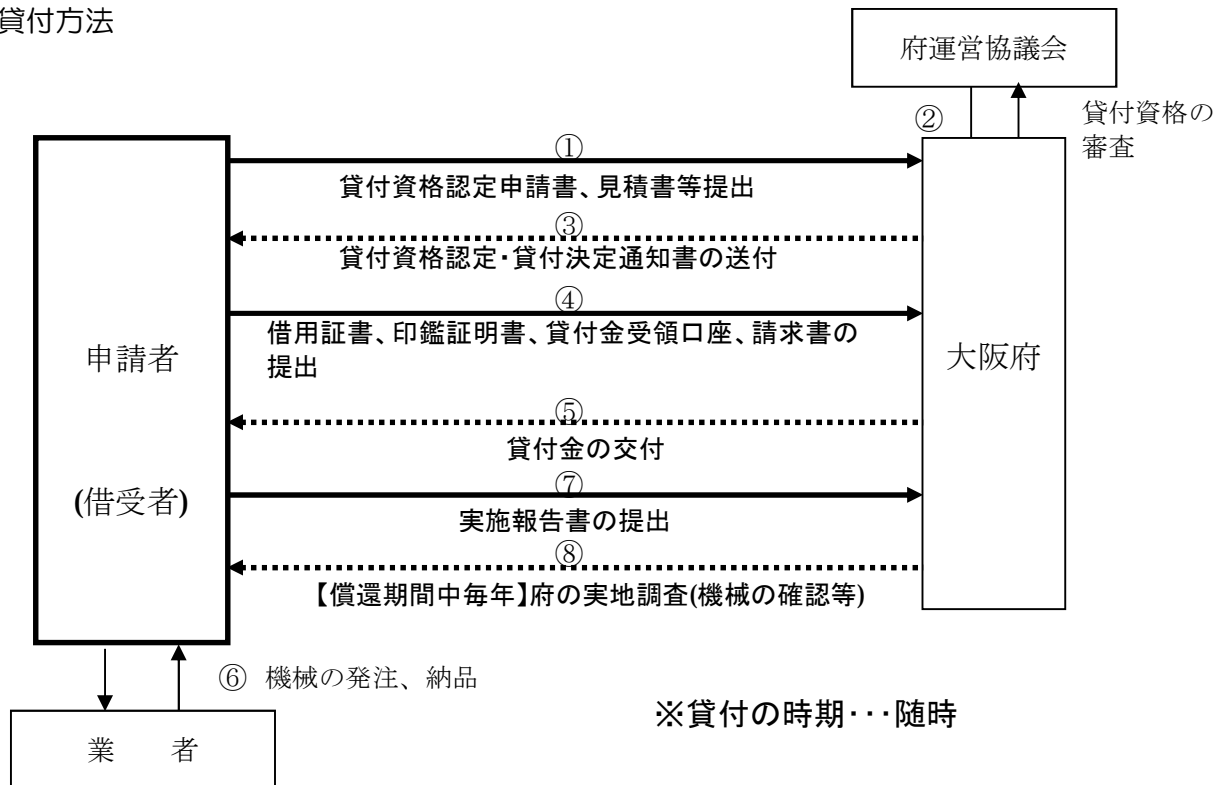
(例) まつたけをはじめとするきのこ類、くり、くるみ、わさび、筍、わらび、ぜんまい、その他山菜類

(2)貸付実績

・貸付実績

平成20年度	5,666千円	(椎茸用ボイラー、ほだ木運搬車他)
平成22年度	6,448千円	(椎茸用ハウス、原木他)
平成25年度	4,830千円	(薪割り機)
平成27年度	6,000千円	(作業路の改良)
平成29年度	15,000千円	(きくらげ用ハウス、菌床他)

(3)貸付方法



(4)貸付限度額、償還期間及び据置期間

①貸付限度額

対象事業費の100%を貸付けできる。

個人1,500万円、法人(会社)3,000万円、法人(団体)5,000万円、
但し、大阪府の予算の範囲内となる。(令和2年予算 1,600万円)

②償還期間

償還期間10年以内、据置期間3年以内(特例措置あり)

(5)償還方法

①償還方法は、均等年賦支払の方法とする。(要綱第3の3(1))

②償還期日は、原則として、6月10日、11月10日、1月10日、3月10日のいずれかとする。(要綱第3の3(2))

(6)貸付枠、順位については、貸付けを希望した者の中で随時調整を行う。

【お問い合わせ窓口】

大阪府	みどり推進室森づくり課	森林支援グループ	06-6941-0351(内線2752)
	検査指導課	総務・金融グループ	06-6941-0351(内線6741)
及び	管轄の農と緑の総合事務所の森林課		

減価償却資産の耐用年数

農業における減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）により定められています。

(1) 農業用減価償却資産

種類	細目	耐用年数
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	果樹又はホップだな	14
	その他のもの	17
主として金属造の構築物		14
主として木造の構築物		5
土管を主とした構築物		10
その他の構築物		8
電動機		7
内燃機関、ボイラー及びポンプ		7
トラクター	歩行型トラクター	7
	その他のもの	7
耕うん整地用機具		7
耕土造成改良用機具		7
栽培管理用機具		7
防除用機具		7
穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター	7
	その他のもの	7
飼料作物収穫調製機具	モア、ハーコンディショナー（自走式のものを除く。）ハーレーキ、ハーテッター、ハーテッターレーキ、フォレンジハーベスター（自走式のものを除く。）、ハーベラー（自走式のものを除く。）、ハープレス、ハーローダー、ヘッドライヤー（連続式のものを除く。）、ハーエレベーター、フォレンジプロアー、サイレンジディストリビューター、サイレンジアンローダー及び飼料細断機	7
	その他のもの	7
果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	野菜洗浄機、清浄機及び堀取機	7
	その他のもの	7
家畜飼養管理用機具	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衝機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機	7
	その他のもの	7
運搬用機具		7

※ビニールハウスの耐用年数について

- ビニールハウスが「構築物」に該当するものである場合には、骨格部分が金属造のものなら、「主として金属造のもの」の耐用年数 14 年を、木造のものなら、「主として木造のもの」の耐用年数 5 年を、その他のものなら、「その他のもの」の耐用年数 8 年を適用することになります。
- 構築物に該当しないビニールハウスである場合には、「器具及び備品」に係る耐用年数を適用することになり、骨格部分が金属製のものなら、「主として金属製のもの」の耐用年数 10 年を、その他のものなら、「その他のもの」の耐用年数 5 年を適用することになります。

(2) 生物

種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	
	役肉用牛	6
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	4
	その他用	6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用	4
	その他用	8
豚		3
綿羊及びやぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
なし樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
ブルーベリー樹		25
アスパラガス		11
ホップ		9

用語解説（50音順）

貸付決定

借入申込に対して、資金の貸付けを承諾することをいい、金銭消費貸借契約の予約的行為とされている。

貸付実行

金銭消費貸借契約の締結のため借入者から借用証書を提出させた後、資金を借入者に交付することをいう。したがって、貸付実行時点が金銭消費貸借契約の締結時点である。

元金均等償還

元金を返済回数に応じて均等割した返済方法。返済金額は残元金による利息を加えたものを返済するため、返済当初の返済金額は多いものの、返済回数が進むにつれて、毎回の返済金額は少なくなる。

元利均等償還

元金部分と利息部分を併せた毎回の返済金額を全期間同じにする返済方法。返済当初は利息部分が多く元金は少なく、返済回数が増えるにつれて、利息部分は少なく、元金が多くなる。

繰上償還

約定日以前に残元金の全部又は一部を返済することをいう。債務者が任意に行う場合（期限の利益の放棄）と、債務者が特約条項に反するなどして強制的にさせる場合（期限の利益の損失）とがある。例えば、事業費の減少により、融資率を超過した場合は、繰上償還が必要になる。

債務保証（機関保証）

金融機関等が融資を行う場合に、第三者（債務保証機関等）が借受者の債務の保証を引き受けることによって、融資を容易にする与信措置である。

償還期間

各資金ごとに定められた償還期間（据置期間）は、その最高限度を示すものであるが、実際には融資対象施設の耐用年数のほか、融資対象事業の効果、収益力などを考慮して、必要な期間にとどめることになる。

償還方法

償還は、償還金を分割して元利均等償還又は元金均等償還の方法で行うのが原則である。

据置期間

事業開始直後は事業効果が現れにくいため、借入元金の償還は行わず、利息だけを支払うことができる期間をいう。この期間は、それぞれの資金の償還期限内に含まれる。

耐用年数

普通の状態・条件のもとで取得した固定資産が、廃物として処分・廃棄されるまでの有効に使用しうる見積年数又は推定年限をいう。

担 保

債権の保全を図るため債権者に提供される手段のことをいい、人的担保と物的担保がある（前者は保証人、後者は不動産等の財産による担保（抵当権、質権等））。

延滞違約金

延滞元利金に対し、約定払込期日の翌日から弁済の日までの日数に応じ、規定の年率を乗じて算定する違約金をいう。

直 貸

行政が金融機関を通さずに借受者に貸し付けることをいう。

転 貸

行政が金融機関を通じて借受者に貸し付けることをいう（行政と借受者の間には債権債務関係が生じない）。

特別融資制度推進会議

認定農業者等が農業制度資金を借り入れる場合に、計画の審査等を行うため、市町村及びその関係機関で構成する会議。事務局は、主として市町村に設置する。

認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けた者をいう。青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）、知識・技能を有する者（65 歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人、農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を市町村が認定した農業経営者・農業生産法人をいう。

人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものをいう。

平成 24 年に開始され、平成 30 年度末現在、1,583 市町村において、15,444 の区域で作成されているが、この中には、地域の話合いに基づくものとは言い難いものもあったため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成するなど、人・農地プランの実質化を図ることが推奨されている。

連帯保証人

債務者と連帯して債務を負担する保証人をいう。債権者は主たる債務者に弁済資力がある場合でも、直ちに連帯保証人に請求、執行を行うことができる。なお、保証は連帯保証とし、かつ、保証人が複数のときは、保証人相互においても保証連帯させることを原則としている。

農業関係制度資金等取扱金融機関一覧

金融機関名	所在地	電話番号
北大阪農業協同組合	吹田市山田西 4-15-1	06-6877-5140
高槻市農業協同組合	高槻市城北町 1-15-8	072-671-5421
茨木市農業協同組合	茨木市上穂積 2-1-50	072-627-7761
大阪北部農業協同組合	箕面市桜井 2-8-8	072-725-0751
大阪泉州農業協同組合	泉佐野市日根野 4040-1	072-468-0600
いずみの農業協同組合	岸和田市別所町 3-13-20	072-439-2381
堺市農業協同組合	堺市西区上野芝町 2-1-1	072-278-3333
大阪南農業協同組合	富田林市甲田 3-4-10	0721-25-1451
大阪中河内農業協同組合	八尾市南小阪合町 2-2-2	072-996-1717
グリーン大阪農業協同組合	東大阪市荒本北 1-5-50	06-6748-5200
北河内農業協同組合	枚方市大垣内町 2-1-11	072-844-1351
大阪東部農業協同組合	大東市野崎 4-4-47	072-878-1231
九個荘農業協同組合	寝屋川市高柳 1-1-24	072-828-4441
大阪市農業協同組合	大阪市平野区加美鞍作 2-2-1	06-6793-8701
大阪府信用農業協同組合連合会	大阪府中央区高麗橋 3-3-7	06-6204-6571
農林中央金庫 大阪支店	大阪府中央区今橋 4-1-1	06-6205-2111
日本政策金融公庫 大阪支店 農林水産事業	大阪府北区曾根崎 2-3-5 (梅新第一生命ビルディング内)	06-6131-0750

農業関係制度資金問い合わせ先

問い合わせ先	所在地	電話番号
大阪府北部農と緑の総合事務所 農の普及課	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル内	072-627-1121
大阪府中部農と緑の総合事務所 農の普及課	八尾市庄内町 2-1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515
大阪府南河内農と緑の総合事務所 農の普及課	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル内	0721-25-1131
大阪府泉州農と緑の総合事務所 農の普及課	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601
家畜保健衛生所	泉佐野市りんくう往来北 1-59	072-458-1151
大阪府環境農林水産部検査指導課 総務・金融グループ	大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 23階	06-6210-9546
大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ	大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22階	06-6210-9589